

# 高齢者虐待防止のための指針

下妻市地域包括支援センター

## 1. 基本方針

下妻市地域包括支援センターは、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）の理念に基づき、高齢者虐待の防止及び虐待発生の対応について定め、高齢者の権利利益を擁護することを目的とする。

## 2. 高齢者虐待の定義

本指針において虐待とは次の行為をいう。

### （1）身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

### （2）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

### （3）心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### （4）性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

### （5）経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

## 3. 虐待防止検討委員会

（1）高齢者虐待の防止および早期発見への組織的対応を図ることを目的に、虐待防止検討委員会を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。

（2）委員会の委員長は管理者が務める。

（3）委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。

（4）委員会は、各年度 1 回以上、委員長の招集により開催する。なお、委員会は必要に応じてテレビ電話装置等を活用して行うことができる。

（5）委員会で得た結果については、職員に周知徹底を図るものとする。

#### 4. 虐待防止のための職員研修

- (1) 職員に対し、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及し、虐待の防止を徹底することを目的に年1回以上実施する。
- (2) 研修の実施内容について研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存する。

#### 5. 虐待等が発生した場合の対応について

- (1) 介護予防支援等を行う中で、利用者に対して虐待等が疑われる状況を発見した場合は、虐待防止担当者に報告する。担当者は速やかに管理者へ報告したうえで、『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）』および『茨城県高齢者虐待対応マニュアル（茨城県）』『下妻市高齢者虐待対応マニュアル』に沿った対応を行い、解消に努める。
- (2) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに管理者、虐待防止担当者に報告して事実関係を確認するとともに、権利侵害の解消に向けた対応を行う。また、事実関係について、長寿支援課介護管理係に通報する。
- (3) 緊急性の高い事案の場合には、警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。
- (4) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。

#### 6. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族等に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、相談対応を行う。また、必要に応じて中核機関、成年後見サポートセンターしもつまと連携して支援を行う。

#### 7. 苦情の解決

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情を受け付けた職員は内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。

#### 8. 指針の閲覧

本指針は利用者及び家族が常時閲覧可能とし、事業所に備え付けるほか、ホームページにも掲載する。